

受付印

5

市町村民税 給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書
道府県民税 特別徴収

整理番号	
特別徴収指定番号 4年度 宛番号	
特別徴収指定番号 5年度 宛番号	

所在地 〒	
市町村長 令和 年 月 日 提出	
給与支払義務者 (特別徴収義務者)	
個人番号又は法人番号 (右詰めでご記入ください)	

課税関係者
担当氏名
電話番号
内線

フリガナ 氏名	新	姓	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額 例) 11月10日納期限分の場合→10月分	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由 ※専業主及び従業員の希望のみによる 普通徴収への切替はできません。	異動後の未徴収税額の徴収方法
生年月日	元号	1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成	円	円	円	令和 年 月 日	1. 転勤・転籍 2. 退職 3. 死亡 4. 休職 5. 長欠 6. 支払少額 7. 支払不定期 8. その他 番号を記入 8. その他の理由を右欄へ記入	番号を記入 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)
個人番号	住所	1月1日現在 異動後						

① 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

新しい勤務先 (特別徴収義務者)	〒	特別徴収指定番号	担当氏名 電話番号	新しい勤務先へは、 月割額 円 を 月分 (翌月10日納期限)から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。
フリガナ	法人番号	受給者番号	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	番号を記入 ① 必要 ② 不要

※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。

② 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

番号を記入	1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。	徴収予定額 (ウ)と同額を 右欄に記入	円	左記の一括徴収した税額は、 月分 (翌月10日納期限) で納入します。
-------	--	---------------------------	---	-------------------------------------

③ 普通徴収の (一括徴収しない) 場合 (①及び②に当てはまらない場合に記入してください。)

番号を記入	異動年月日が1月1日~4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 1. 異動年月日が6月1日~12月31日でかつ本人からの申出がないため。 2. 異動年月日が1月1日~4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3. 死亡による退職のため。
-------	--

旧特別徴収処理欄	4年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検
	5年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検

A	B	C	D	E	F
G	H	I	J	K	L

1 本書は、特別徴収の(個人の市町村民税・道府県民税・道府県民税(住民税)を給与差引している又は特別徴収の給与支払報告書を提出した)従業員等が、異動(退職・転勤等)した場合に提出いただく用紙です。提出期限は、該当の従業員等の異動があった月の翌月10日までです。従業員等の住所変更のみ場合は提出不要です。

2 機械読み取りを行う場合がありますので、太枠内へ記入してください。また、2枚複写のうち、2枚とも提出してください。

3 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

特別徴収指定番号及び宛番号は、特別徴収税額決定・変更通知書(特別徴収義務者用)をご確認ください。